

揭示文書一覽(市長分)

令和8年9月2日

種別	番号	題 名	主 管 課
告示	455	参加差押通知書の公示送達について	納税課
告示	456	市道路線の区域変更及び供用開始について	道路総務課
告示	457	市道路線の区域変更について	道路総務課
公告	448	中播都市計画事業阿保土地区画整理審議会委員補欠選挙の当選人について	姫路駅周辺・阿保地区整備課
公告	449	姫路市立谷外小学校ほか2校スクールバス運行管理業務委託に係る公募型プロポーザルの実施について	学校指導課
公告	450	収容動物の公示について	動物管理センター

【 閲覧用 】
持ち帰り厳禁

姫路市告示第 4 5 5 号

令和 8 年 9 月 2 日

姫路市長 清 元 秀 泰

参加差押通知書の公示送達について

地方税法（昭和 2 5 年法律第 2 2 6 号）第 2 0 条の 2 の規定により、下記の書類を
保管しているので、いつでもその送達を受けるべき者に交付します。

記

1 送達を受けるべき者の氏名又は名称

レ ティ トウ

2 送達すべき書類の名称

参加差押通知書

姫路市告示 第 4 5 6 号

令和 8 年 9 月 2 日

姫路市長 清 元 秀 泰

市道路線の区域変更について

道路法（昭和 2 7 年法律第 1 8 0 号）第 1 8 条第 1 項の規定に基づき、下記市道路線の区域を変更する。

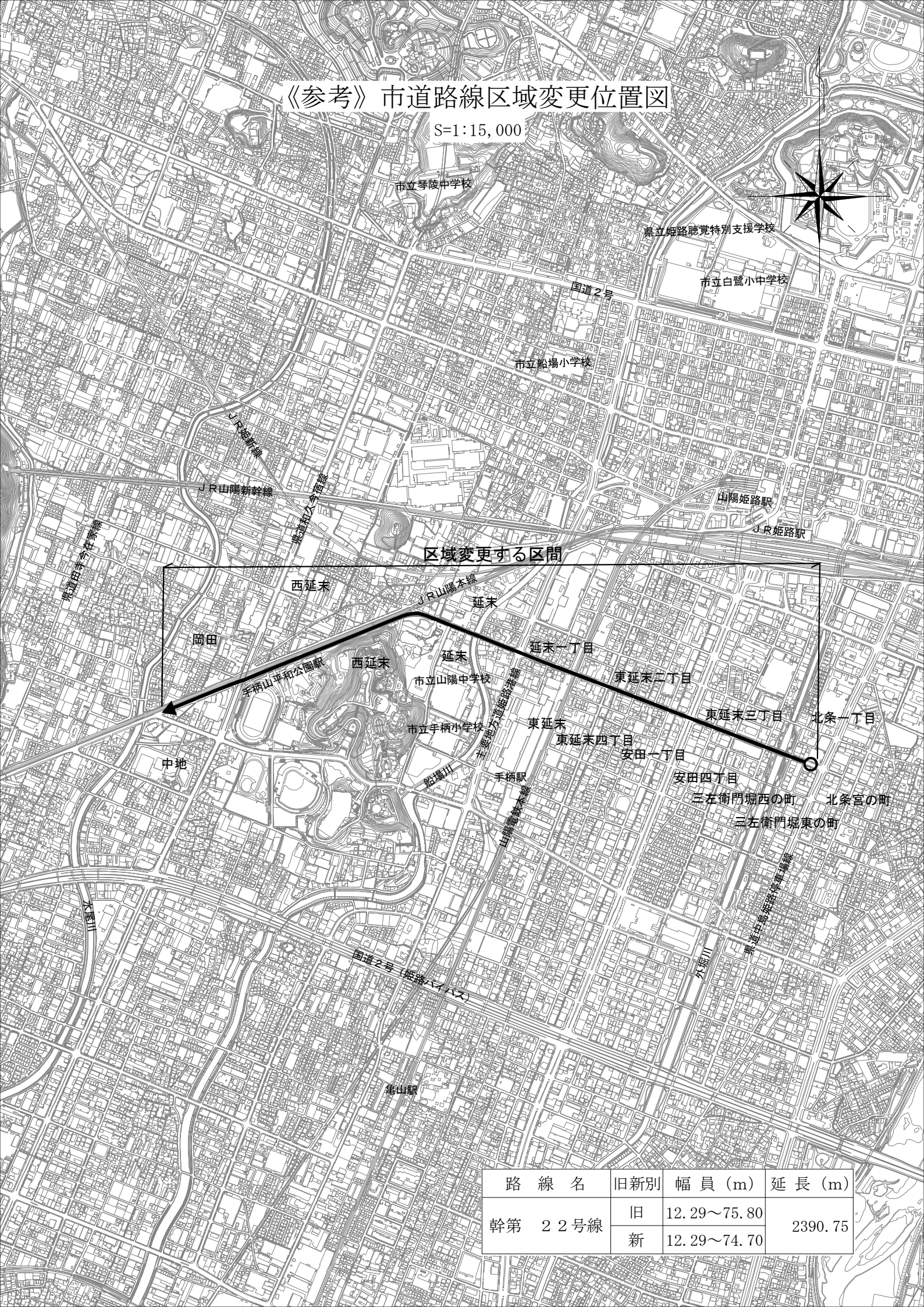
なお、その関係図面は、姫路市建設局道路管理部道路総務課において、告示の日から 2 週間一般の縦覧に供する。

記

路 線 名	変 更 す る 区 間	旧新別	幅員（m）	延長（m）
幹第 2 2 号線	姫路市三左衛門堀東の町 9 0 番地先から同市岡田 7 2 0 番 1 地先まで	旧	12.29～75.80	2390.75
		新	12.29～74.70	
手柄 2 1 2 号線	姫路市西延末 5 8 番 1 地先から同市西延末 2 7 2 番 1 1 地先まで	旧	4.60～35.30	566.80
		新	4.60～29.70	553.50
谷外 8 9 号線	姫路市飾東町豊国 1 0 2 番 1 地先から同市飾東町豊国 2 2 1 番 1 地先まで	旧	4.80～10.60	421.80
		新	4.80～14.40	

《参考》市道路線区域変更位置図

S=1:15,000



区域変更する区間

路 線 名	旧新別	幅 員 (m)	延 長 (m)
幹 第 2 2 号 線	旧	12.29～75.80	2390.75
	新	12.29～74.70	

《参考》市道路線区域変更位置図

S=1:5,000



路 線 名	旧新別	幅 員 (m)	延 長 (m)
手柄 2 1 2 号線	旧	4.60~35.30	566.80
	新	4.60~29.70	553.50

《参考》市道路線区域変更位置図

S=1:2,500



路 線 名	旧新別	幅 員 (m)	延 長 (m)
谷外 89号線	旧	4.80~10.60	421.80
	新	4.80~14.40	

姫路市告示 第 4 5 7 号

令和 8 年 9 月 2 日

姫路市長 清 元 秀 泰

市道路線の区域変更及び供用開始について

道路法（昭和 2 7 年法律第 1 8 0 号）第 1 8 条の規定に基づき、下記市道路線の区域を変更し、告示の日からその供用を開始する。

なお、その関係図面は、姫路市建設局道路管理部道路総務課において、告示の日から 2 週間一般の縦覧に供する。

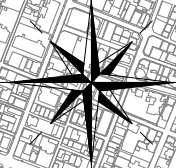
記

路 線 名	変 更 す る 区 間	旧新別	幅員（m）	延長（m）
荒川 1 8 号線	姫路市岡田 3 6 0 番 8 地先 から同市西延末 4 1 1 番 4 地先まで	旧	3.45～40.08	1419.00
		新	3.45～31.60	1444.70

《参考》市道路線区域変更供用開始位置図

S=1:10,000

国道2号



区域変更する区間

西延未

延未

井ノ口

市立荒川小学校

岡田

中地

手柄山平和公園駅

西延未

市立山陽中学校

市立手柄小学校

山陽本線

山陽電気本線

王岐地方道姫路港線

国道2号 (姫路ハイパス)

路 線 名	旧新別	幅 員 (m)	延 長 (m)
荒 川 1 8 号 線	旧	3.45～40.08	1419.00
	新	3.45～31.60	1444.70

姫路市公告第 448号

令和 8年 9月 2日

姫路市長 清 元 秀 泰

中播都市計画事業阿保土地区画整理審議会委員補欠選挙の当選人に
ついて

令和8年(2026年)8月23日に執行した中播都市計画事業阿保土地区画整理審議会委員補欠選挙について、土地区画整理法施行令(昭和30年政令第47号)第35条第4項の規定により次の者を当選人と定めたので、同条第5項の規定により公告する。

記

1 宅地について借地権を有する者が選挙すべき委員の当選人

主たる事務所の所在地	広島県福山市南蔵王町六丁目26番7号
名 称	株式会社ハローズ

姫路市公告第 449号

令和 8年 9月 2日

姫路市長 清 元 秀 泰

姫路市立谷外小学校ほか2校スクールバス運行管理業務委託に係る
公募型プロポーザルの実施について

標記の件について、下記のとおり公告する。

記

1 プロポーザルに付する事項

(1) 業務名

姫路市立谷外小学校ほか2校スクールバス運行管理業務委託

(2) 業務の概要

令和9年4月に学校統合を予定している姫路市立谷外小学校（谷内小学校と統合）、置塩小学校（古知小学校と統合）及び菅生小学校（上菅小学校と統合）の3校について、通学距離が伸びる児童の安全な通学手段を確保するため、スクールバスの運行を実施するもの。

(3) 履行場所

本市の指定する場所

(4) 業務期間

契約を締結した日から令和12年3月31日まで

(5) 提案上限金額

137,806千円（消費税及び地方消費税相当額を除く。）

2 プロポーザルの実施

(1) 本件は、姫路市立谷外小学校ほか2校スクールバス運行管理業務委託公募型プ

ロポータル募集要項に基づき実施する。

姫路市立谷外小学校ほか2校スクールバス運行管理業務委託公募型プロポータル募集要項は、姫路市役所ホームページで提供する。

(<https://www.city.himeji.lg.jp/sangyo/0000034103.html>)

(2) 担当部署及び連絡先

姫路市教育委員会事務局学校教育部学校指導課

〒670-8501 姫路市安田四丁目1番地

電話：079-221-2762

姫路市長 清 元 秀 泰

収容動物の公示について

動物の愛護及び管理に関する法律（昭和 48 年法律第 105 号）第 35 条第 3 項の規定により準用する同条第 1 項の規定により、下記の動物を収容したので、公示します。

記

収容年月日	収容場所	種類	種別	性別	毛色	体格	特徴	負傷の程度	保管の場所
令和 8 年 8 月 28 日	上大野三丁目	犬	ミニチュア ダックス	メス	茶	小	首輪なし	なし	動物管理センター

- 1 公示期間は、令和 8 年 9 月 2 日から同月 4 日までとします。
- 2 公示期間満了後 1 日以内に引き取らないとき又は引き取る旨の申出のないときは、この動物は処分します。
- 3 収容動物を引き取る場合は、下記の電話番号に連絡の上、収容動物の保管に要した費用及び返還に要する費用を持参してください。
- 4 引取り場所 姫路市東郷町 1451 番地 3 姫路市動物管理センター 電話番号（281）9741